省　令

○文部科学省令第七号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条、第三十四条の三第一項及び第二項並びに第三十四条の四第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

文部科学大臣　松野　博一

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国立大学法人法」を「法」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項及び第二項の規定は、指定国立大学法人が法第三十四条の五第二項の認可を受けようとするときについて準用する。

第四条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第九条の次に次の四条を加える。

（土地等の貸付けの認可の申請）

第九条の二　国立大学法人等は、法第三十四条の二の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　当該国立大学法人等が貸し付ける土地等（次項において「土地等」という。）の所在地

二　当該貸付けの方法及び期間

三　その他文部科学大臣が必要と認める事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　土地等の貸付けに関する規程

二　土地等の配置及び規模を示す図面

三　当該貸付けに係る契約の契約書案

四　その他文部科学大臣が必要と認める書類

（余裕金の運用の認定の申請）

第九条の三　国立大学法人等は、法第三十四条の三第一項の認定を受けようとするときは、同条第二項に規定する運用（次項及び次条において「運用」という。）を行う体制に関する事項その他文部科学大臣が必要と認める事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、当該国立大学法人等の運用に関する規程その他文部科学大臣が必要と認める書類を添付しなければならない。

（業務上の余裕金の要件）

第九条の四　法第三十四条の三第二項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　運用を目的とする寄附金又はこれに準ずる寄附金を原資とする部分であること。

二　寄附金の運用により生ずる利子その他の運用利益金を原資とする部分であること。

三　当該国立大学法人等が寄附を受けた動産又は不動産の使用、収益又は処分により得られる金銭を原資とする部分であること。

（指定国立大学法人の指定の公表）

第九条の五　法第三十四条の四第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一　法第三十四条の四第一項の規定による指定（以下この項において「指定」という。）を受けた指定国立大学法人の名称

二　当該指定国立大学法人が指定を受けた日

三　当該指定国立大学法人が指定を受けた理由

2　前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

別表第二横浜国立大学の項中「教育人間科学部」を「教育学部」に改め、同表福井大学の項中「教育学部附属小学校、教育学部附属中学校」を「教育学部附属義務教育学校」に改め、同表京都教育大学の項中「、附属京都小学校」を削り、「附属京都中学校、附属桃山中学校」を「附属桃山中学校、附属京都小中学校」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、作物統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

作物統計調査規則の一部を改正する省令

作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項及び第三項中「電磁的記録及び」を「電磁的記録を永年保存し、」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する作物統計調査に係る電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

告　示

○消費者庁告示第三号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条の九の規定により、同法二十六条第三項に規定する登録試験機関について、次のとおり許可試験の業務の廃止を許可したので、同法第二十六条の十八第四号の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月二十一日

消費者庁長官　岡村　和美

登録試験機関の名称及び所在地	廃止する許可試験の業務	廃止の日
大阪市立環境科学研究所 大阪市天王寺区東上町八番三十四号	全部	平成二十九年三月三十一日

○法務省告示第百三十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十九年三月二十一日

法務大臣　金田　勝年

一　指定を受けた者

氏　　名　フェイジー・コーフィ・パークス

生年月日　千九百七十四年十一月十五日

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるものアメリカ合衆国ニューヨーク州において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第百三十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、いれを許可する。

平成二十九年三月二十一日

法務大臣　金田　勝年

住所　石川県金沢市小金町１番26号
河正恵　昭和47年２月24日生

住所　神戸市長田区浜添通１丁目１番18号
河智恵　昭和48年６月６日生

住所　兵庫県伊丹市南鈴原２丁目163番地
歐映利　昭和59年９月17日生

住所　沖縄県那覇市長田１丁目24番13号
林孟儒　昭和48年８月31日生

住所　横浜市港北区篠原町974番地１
李泓萱　平成４年３月５日生

住所　愛知県豊田市深田町３丁目48番地３
ブランチップ・チャナラット　昭和61年９月19日生

住所　愛知県岡崎市滝町字追ノ狭間83番地５
オズワルド・フミヨシ・カワサキ・タカハシ
昭和61年12月26日生

住所　大阪府吹田市千里山東２丁目４番13―203号
林秋美　昭和56年10月９日生

住所　名古屋市東区東大曽根町４番４号
金寿夫　昭和23年11月７日生

住所　山梨県南巨摩郡身延町梅平2483番地56
李秀子　昭和27年11月19日生

住所　さいたま市岩槻区諏訪３丁目４番地
カズヒロ・ダビット・コボン　平成23年11月20日生

住所　茨城県牛久市南７丁目７番地11
劉暁飛　平成２年４月13日生

住所　東京都北区浮間５丁目16番23―604号
蔡小云　昭和58年１月１日生

住所　東京都大田区蒲田５丁目43番７号
権伍健　昭和56年10月29日生

住所　東京都町田市金井６丁目22番３号
権詣洹　平成23年７月20日生

住所　神戸市長田区御屋敷通１丁目４番10―1302号
黄婷　昭和55年10月９日生

住所　愛知県豊田市朝日ケ丘２丁目３番地１
何遥　平成７年３月７日生

住所　神戸市長田区御屋敷通１丁目４番10―1302号
崔泳淑　昭和51年２月17日生

エミ・ニシダ　昭和45年９月20日生